

最低賃金改定のお知らせ

最低賃金の改定が行われる時期となりました。

大部分の地域、産業について既に改定後の最低賃金、発効日が確定いたしましたのでお知らせいたします。

※ 発効日については、各都道府県により異なるため一定ではありませんが、おおよそ毎年10月に改定となります。

【解 説】

最低賃金は「地域別最低賃金」「特定（産業別）最低賃金」に分類されます。

○地域別最低賃金

産業や職種に関係なく設定される、都道府県別の最低賃金となります。

事業主は、ここで設定される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなくてはなりません。

○特定（産業別）最低賃金

特定の産業について定められる最低賃金となります。

特定（産業別）最低賃金は、地域別最低賃金で設定される最低賃金以上の賃金額が設定されます。

事業主は、その事業が特定の産業に該当する場合は、その産業について設定された最低賃金額以上の賃金を支払わなくてはなりません。

つまり、事業主が支払わなくてはならない最低賃金は下記ようになります。

地域別最低賃金 ≤ 特定（産業別）最低賃金 ≤ 労働者に支払う賃金

【最低賃金以上になっているかを確認する方法】

最低賃金は時給で設定されます。

その為、月給者、日給者については、時給換算した上で確認する必要があります。

(時間給の算出方法)

まず、計算対象とする賃金額を算出します。

計算対象賃金額 (A) = 支払われた賃金総額から交通費や、残業手当等の変動する賃金を控除

月給者 時間給 = (A) ÷ 1 ヶ月の所定労働時間

日給者 時間給 = (A) ÷ 1 日の所定労働時間

詳細は下記でご確認いただけます。

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-13.htm>

【地域別最低賃金の改定情報】

(東 京)

改定日：平成 23 年 10 月 1 日

821 円 (H22) ⇒ 837 円 (H23) 16 円の上昇です。

(北海道)

改定日：平成 23 年 10 月 6 日

691 円 (H22) ⇒ 705 円 (H23) 14 円の上昇です。

最低賃金情報は下記で確認できます。

「地域別最低賃金」

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-02.htm>

「特定（産業別）最低賃金」

<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/minimum/minimum-19.htm>

以上